



特集

LGWAN-ASPの活用事例紹介

今回はLGWAN-ASPの活用事例として、国や財団法人等から提供され、多くの地方公共団体が利用しているサービスをご紹介します。

LGWAN-ASPサービスの登録件数は年々増加しており、電子申請や電子入札がその多くを占めていました。しかし、最近の動向として、コンビニ交付サービスやeLTAX等の基幹業務及び住民サービス関連のサービスが著しく増加していることから、LGWANで利用できるサービスは多様化していると言えます。

今回は電子申請・通知、建築行政事務及び地方税における税務事務、それぞれに特化したサービスを提供しているLGWAN-ASPサービス提供者にサービスのご紹介をしていただきます。

電子申請・通知システム

地方公共団体金融機構

地方公共団体金融機構における電子申請・通知システムについて

1 電子申請・通知システムとは

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）においては、融資事務をオンライン化したシステム（電子申請・通知システム（以下「電子申請システム」という。))により、借入申込み等の手続きを、書面によることなく、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を通じて申請・取得することができ、一定の地方公共団体に利用いただいているところです(図-1)。電子申請システムは、セキュリティに配慮した仕組みを導入しているのはもちろんのこと、結果として借入団体における書類作成の省力化が図られるなどのメリットがありますが、具体的には次のとおりです。

2 電子申請システムのメリット

電子申請システムでは、以下のようなセキュリ

ティに配慮した仕組みを導入しています。

- ①高い機密を保持するためのセキュリティ対策が講じられているLGWANを使用しています。
- ②128ビット暗号鍵による暗号化通信を行っています。
- ③電子署名を付与することにより、電子文書に対する改ざんが行われていないかどうかを確認することができるようになっています。
- ④電子申請システムを利用するためにはIDとパスワードを必要としており、なりすましによる不正操作対策を施しています。

次に具体的なメリットについては、4点あげることができます。

まず1点目として「書面の送付にかかる時間が省略」されます。オンラインにより借入申込み等の各種申請ができることとなりますので、書面の送付にかかる時間を省くことができ、スムーズな申請が可能になっています。

2点目として「記入ミスの防止」が挙げられます。入力作業を行っていただくにあたり、当システムの入力チェック機能が働き、書面による申請であれば

発生したかもしれない記入ミスなどを減らすことができます。

3点目として「入力作業の省力化」が挙げられます。借入申込手続きに先立って、金利設定申込や借入予定額報告等の手続きをしていただきますが、こういった情報が、借入申込書や借入申込調査といった借入申込の際提出していただく書式に自動的に表示され、一定の入力作業を省くことができます。例えば、借入申込調査中、「既借入情報」欄については、従前借入れを行った年月日、金額等について自動的に表示されている状態となっています。

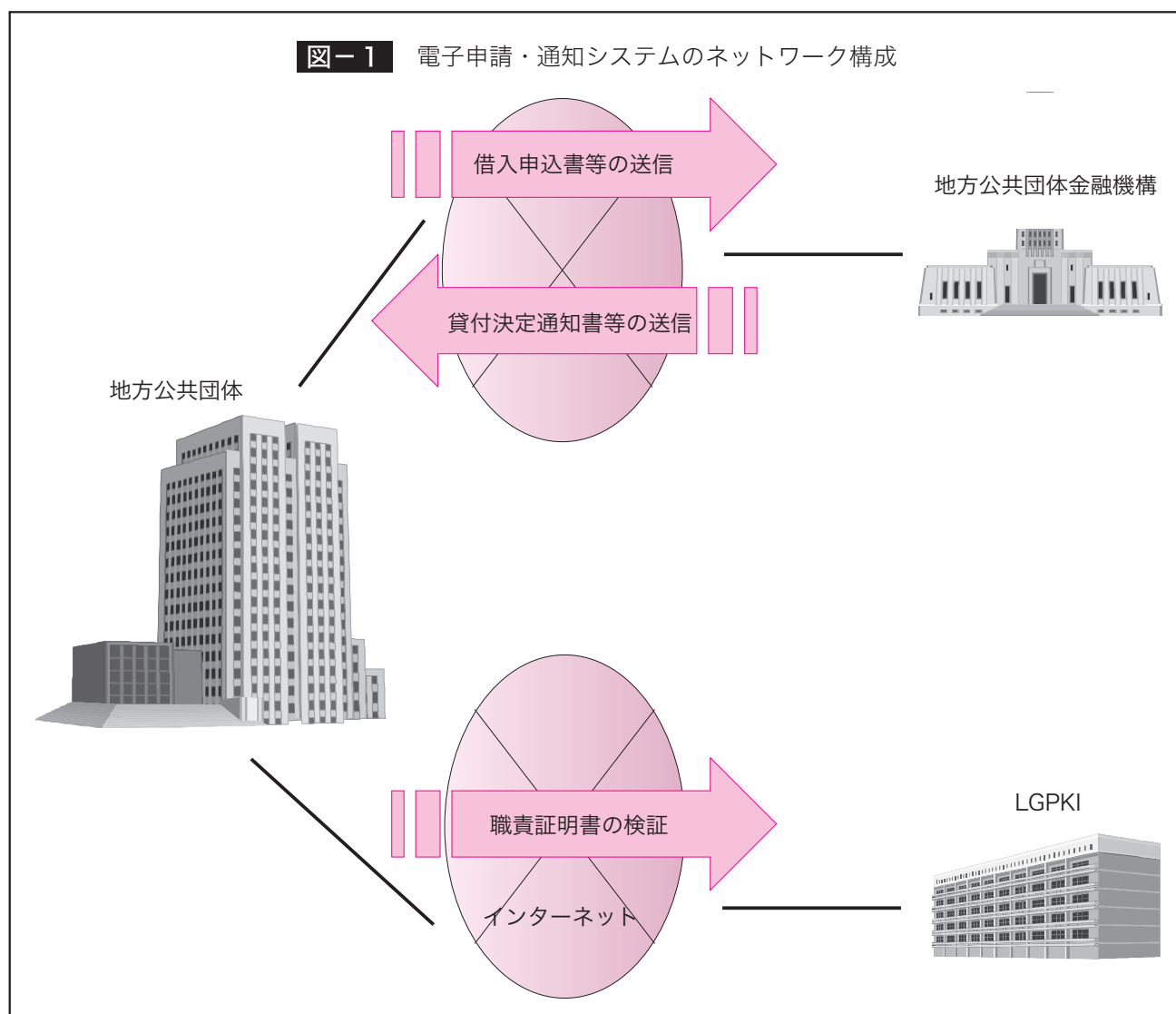
4点目として「文書の電子化」が挙げられます。貸付決定等に伴い機構から通知される文書（貸付決

定通知書、償還年次表等）や、機構に提出いただいた文書（金利設定申込書、借入申込書等）は、電子申請システム上にPDF形式で常時保存・掲示されることとなりますので、常時確認することができ、その結果書類の紛失ということもなくなります。

3 オンラインで利用可能な手続き

電子申請システムを利用していただく場合、オンラインで申請・報告できる手続きの種別としては、「長期貸付」「同意・許可前貸付」「短期貸付」「繰上償還」等があり、このうち「長期貸付」においては、金利設定申込書、同意等予定額総括表、借入予定額

図-1 電子申請・通知システムのネットワーク構成





調、借入申込書等があり、「繰上償還」においては、繰上償還承認申請書、財産処分等に係る繰上償還の免除申請書及び猶予申請書等があります。

また、オンラインで取得できる文書としては、「長期貸付」における貸付決定通知書、「償還関係」として償還年次表、元利金等払込通知書、明細書及び繰上償還通知書等があります。

4 電子申請システムの利用に必要な準備・手続き

電子申請システムの利用にあたり、以下の3点の準備・手続きが必要となります。

1点目として、ネットワーク環境の整備をお願いしております。電子申請システムを利用していただくにあたり、手続きを行う担当部局のPCがLGWAN及びインターネットに接続しているなど、システムの利用上必要なネットワーク環境を整えていただくことのほか、一定の仕様・動作環境を満たすPCを用意していただいております。

2点目として、地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）証明書検証サーバの利用申請をしていただきます。機構から通知される文書の電子署名・証明書の検証では、地方自治情報センター（LASDEC）がインターネット上で運用しているLGPKI証明書検証サーバを利用しますが、当該サーバを利用するためには、地方自治情報センターLGWAN全国センターへの利用申請（「証明書検証サーバ利用申請書」の提出）を行っていただく必要があります（申請から利用まで2週間程度要します。）。なお、既に「LGPKI証明書検証サーバ」を利用できる環境が整っている場合もあります。

3点目として、職責証明書の取得をしていただきます。機構に申請する文書には、LGPKIが発行する首長の職責証明書を用いて電子署名を付与していただきますので、これが無い場合にはLGPKI登録分局に申請していただくことになります。

なお、システムの詳細については、下記URLをご参照ください。電子申請システムに関する詳細な資料などを掲載しています。

<http://www.jfm.go.jp/financing/application.html>

5 その他の留意点

電子申請システムの利用を検討していただく際には、以下の2点にもご留意ください。

1点目として、ネットワーク障害やPCの故障などにより、突発的に電子申請システムが利用できない場合は、書面による借入申込みとなります。

2点目として、電子申請システムの利用にあたっては、団体のすべての事業をシステムで申し込んでいただきます（事業ごとに書面とシステムを使い分けることはできません。）。なお、団体からの希望で事業担当課ごとID及びパスワードを付与することとしていますので、事業ごとに借入申込み等の手続きができるようになっています。

6 電子申請システムの利用の促進

電子申請システムの利用については、各地方公共団体財政課等融資事務担当課に対して、融資事務の取扱マニュアルである「融資の手引」の送付を通じて、その内容をお伝えしているところであり、それぞれの団体におかれては、機構からの融資及び償還の頻度等を総合的に勘案し利用の可否を決定されているものと思われますが、情報担当部局からも財政課等融資事務担当課に対して、事務の効率化の観点から様々な機会を通じて、電子申請システムの利用の検討を促していただければ幸いです。

【サービス問合せ先】

地方公共団体金融機構 融資部



建築行政共用データベースシステム 建築士・事務所登録閲覧システム 建築行政共用データベースシステム 台帳・帳簿登録閲覧システム

このシステムは、建築士及び建築物のストック情報を特定行政庁等で総合管理し、建築行政の迅速化、適確化に寄与するものです。

1 背景

平成17年11月に発生した構造計算書偽装事件を契機として、建築基準法改正による建築確認・検査の厳格化、建築士法改正による建築士の資質・能力の向上など、さまざまな施策が講じられております。これら施策の実効性を確保するため、国、都道府県及び特定行政庁における監督体制、確認検査機関における審査体制の強化と建築物ストック情報の充実、建築基準法令照会や建築士資格照会等の円滑化が強く求められているところです。

このような状況を受け、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）では、国庫補助を受け、平成19年度より3ヵ年をかけて、「建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）」を構築しました（図-2）。

「共用DB」は、建築士及び建築士事務所並びに建築物のストック情報等を総合管理センター（IDC）で集約管理するシステムとして、地方自治体（都道府県、特定行政庁）とはLGWANで、国及び民間確認検査機関とはIP-VPNで各々接続し、平成22年度より供用を開始しております。

2 各サブシステムの概要と利用効果

共用DBには幾つかのサブシステムがありますが、ここでは主要な二つのサブシステムについて、その概要を説明します。

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

（1）建築士・事務所登録閲覧システム

従来、国、都道府県で個別管理されてきた一級・二級・木造建築士名簿及び建築士事務所登録簿の情報をすべて集約し、データベース化しました。

このデータベースは、国、都道府県において、建築士・事務所登録閲覧システムによって管理されており、建築士、建築士事務所の新規登録などに伴って、リアルタイムに更新される体制が整っています。

これにより、特定行政庁及び民間確認検査機関からも全国の建築士名簿や建築士事務所登録簿の一括検索が可能となったほか、管理建築士の専任性（複数の事務所で管理建築士となっていないか）をチェックしたり、名寄せによって過去の処分歴を的確にチェックしたりすることが可能となり、建築士等に対する監督体制の強化に役立てられています。

（2）台帳・帳簿登録閲覧システム

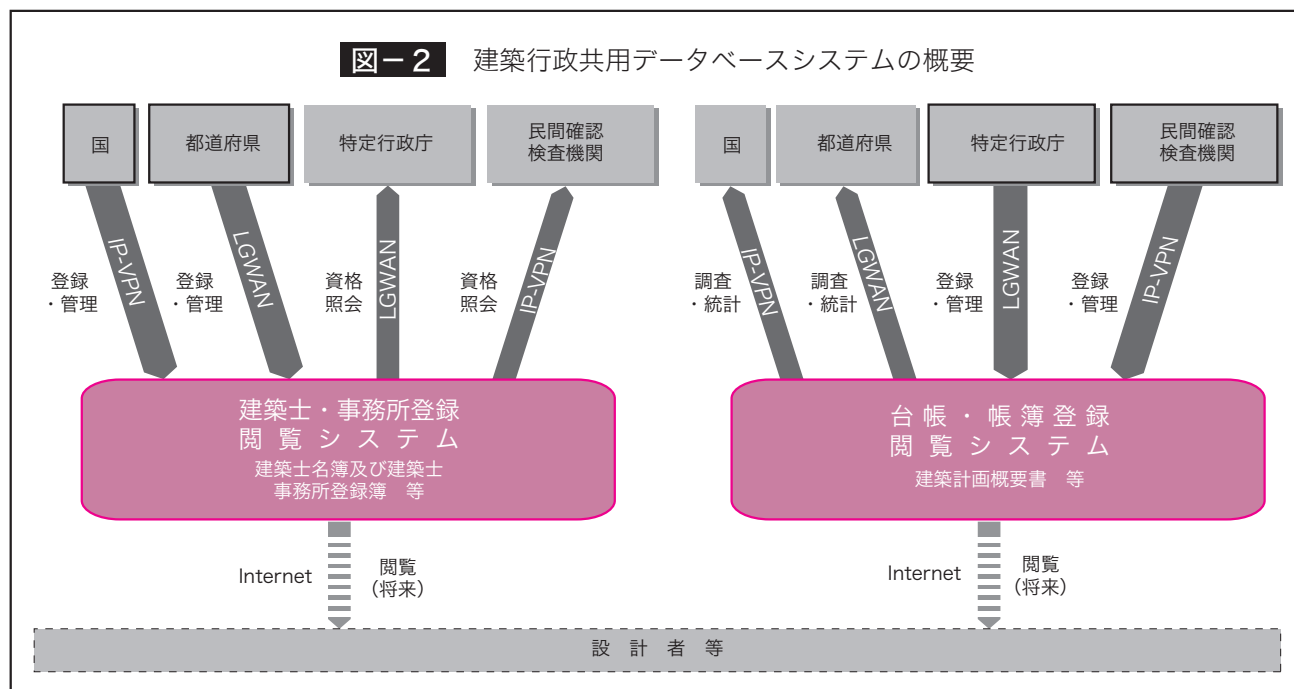
全国建築物のストック情報のフォーマットを統一化し、特定行政庁及び民間確認検査機関におけるデータを一元的に管理するためのデータベースとして整備したのが台帳・帳簿登録閲覧システムです。

確認申請等で提出された建築物に係る情報のうち、建築計画概要書記載情報等（建築物ストック情報）は、建築基準法に基づいて所管の特定行政庁で永年保存されています。民間確認検査機関に提出した建築物ストック情報も同様、確認済証や検査済証等交付の通知・報告を通じ、所管の特定行政庁に送付されて永年保存されます。

これらの情報を台帳・帳簿登録閲覧システムで管理することにより、次のような三つの大きなメリットが期待できます。

第一に、統一フォーマットでの電子化の進展によって、建築物に係る事件・事故が発生した際、国・都道府県において調査対象となる建築物を瞬時に捕捉

図-2 建築行政共用データベースシステムの概要



し、当該建築物の建築確認・検査・定期報告等のデータを分析することが可能となります。これは、安全対策や違反建築物対策の迅速化につながります。

第二に、データベースの一元化により、全国規模、都道府県規模等、広域の調査統計業務を瞬時に行うことが可能となります。現在、広域の調査統計には多くの手順が必要であり、そのマンパワーを削減できることから、確認検査の迅速化をはじめ、行政サービスの向上につながります。

第三に、全国建築物の情報、とりわけ安全性確認不十分な建築物の情報を国民に速やかに提供できる環境が整備されていきます。これにより、消費者に不利な取引を最小限に食い止めるとともに、国民の安心にもつながります。

3 利用実績

上記サブシステムの利用団体数は次のとおりです。
(平成23年8月現在)

- ・建築士・事務所登録閲覧システム
国・都道府県 : 48/総48
特定行政庁・民間確認検査機関 : 207/総566

建築士・事務所登録閲覧システム利用団体においては、建築確認申請窓口における建築士資格照会のための建築士免許証提出を求める必要がなくなり、事務の効率化・円滑化が図られています。

・台帳・帳簿登録閲覧システム

国・都道府県 : 30/総48
特定行政庁・民間確認検査機関 : 163/総566

台帳・帳簿登録閲覧システム利用団体においては、建築確認申請窓口における建築物の問い合わせ対応等に活用されています。

【サービス問合せ先】

共用DB利用の準備から既存データの移行、運用開始に至るまで、ICBAにて個別にご案内しております(上記サブシステムの利用対象は、特定行政庁及び民間確認検査機関のみです。)。一般財団法人建築行政情報センター
システム部企画課
E-mail dbinfo@icba.or.jp
TEL03-5225-7706 FAX 03-5225-7731
URL <http://www.icba.or.jp>

LASDEC-ASP 地方税アプリケーションサービス

軽油引取税等の地方税に関する都道府県間の税務情報処理を一元的に実施

財団法人地方自治情報センター（以下「センター」という。）は47都道府県に対して以下の五つの地方税に関する情報処理サービス（以下「地方税システム」という。）を提供しております。

- ① 自動車登録情報の提供システム
国土交通省で管理されている自動車の登録及び検査等に関する情報をセンターで編集・整理後、各都道府県に提供する。
- ② 軽油流通情報管理システム（図－3）
軽油引取税に関する事業者情報及び申告書等の数量情報を一元管理し、都道府県間の通知処理や、各種情報提供を行う。
- ③ たばこ流通情報管理システム
地方たばこ税徴収の適正な管理のため、製造たばこの流通情報を電算処理し、各種資料を作成して提供する。
- ④ 地方消費税都道府県間精算システム
国から各都道府県に払い込まれた地方消費税について、最終消費地の都道府県間で精算事務を行うための資料作成を行う。
- ⑤ 利子割還付調整システム
法人住民税における利子割額の控除・還付に関する都道府県間の精算事務を一元的に電算処理する。

ここでは上記の中から軽油流通情報管理システム（以下「軽油システム」という。）について取り上げます。

軽油システムは、LGWANを利用するオンラインシステムである軽油Webシステムと、スタンドアロン動作する県配布システムという二つから成り立っています。

財団法人地方自治情報センター

軽油システムの目的として特に重要な部分を以下のとおり、2点挙げさせていただきます。

一つ目は、都道府県の税収確保です。

厳しい財政状況の続く都道府県にとって、軽油引取税の適正な徴税は重要です。

ニュースで不正軽油や脱税が話題となりますが、軽油引取税の申告・報告事務は複雑で、悪質な脱税だけではなく、意図しない誤った納税や申告漏れなども存在します。

都道府県の税務課では、毎月出される膨大な申告書や報告書の中から、不正や誤りの端緒を探さなければなりません。

軽油システムでは、さまざまな角度から情報を活用することに力を入れており、例えば間違っただけで他県へ申告してしまった申告情報、申告漏れ、帳票の不一致及び矛盾などを表示する機能等を提供しています。

二つ目は、効率的な税務事務です。

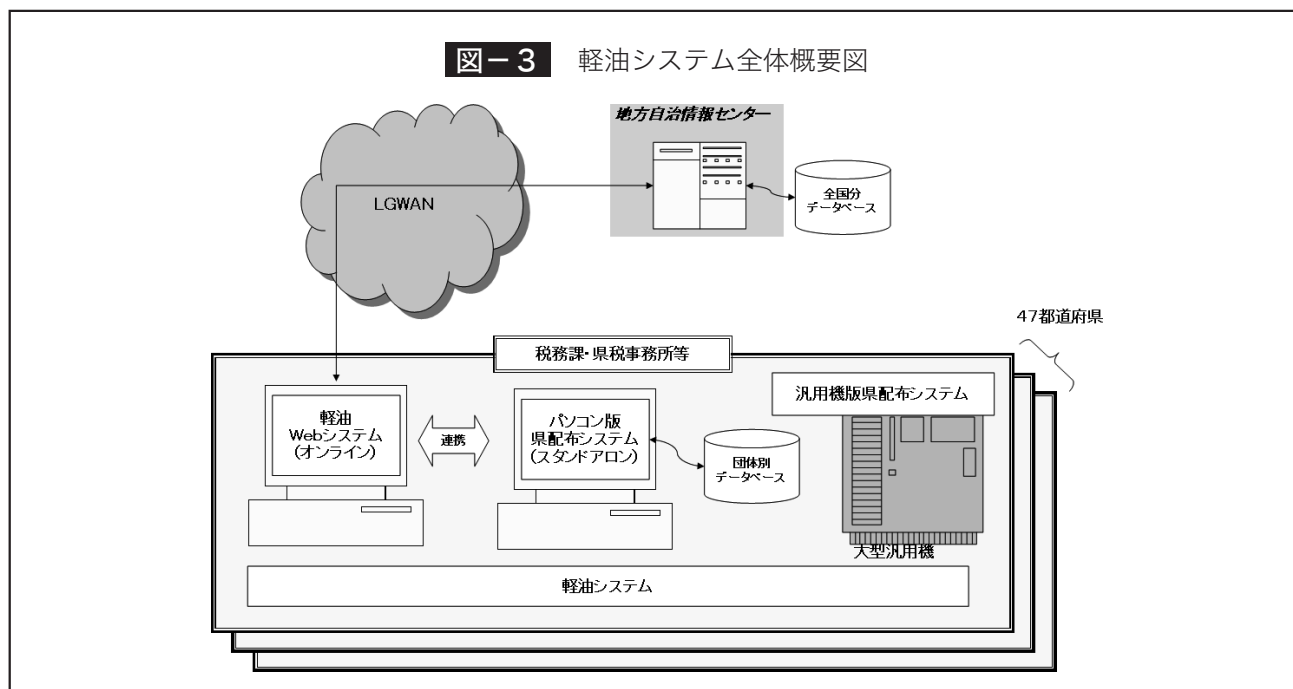
軽油引取税は事務量が多く、税務課だけではなく各県税事務所にも担当者が多く存在し事務処理を行っています。

軽油システムでは、税務事務に係る作業の生産性を向上させるため、例えば県配布システムにおいては、申告書や報告書など石油業者から提出される膨大な数量情報のチェック、修正処理を従来の汎用機版県配布システムによる集中型処理から、パソコン版県配布システムによる分散型処理に変更することで、より少ない人員で税務事務が行えることを目指しています。

さて、ここからは地方税システムをLGWAN-ASPサービスへ切り替えた背景と、その後の動向について説明いたします。

地方税システムは、平成22年度まで専用に用意した通信回線（以下「専用回線」という。）を利用し

図-3 軽油システム全体概要図



ておりましたが、以下の2点の課題を抱えていました。

まず一つ目は専用回線には高額な回線費用がかかってしまうこと。

二つ目は、利用環境の問題です。都道府県から「もっと端末を増やして活用したい」というご要望が多くありましたが、専用端末の追加コストが障害となり結果的に活用が広がりませんでした。

これら二つの課題を解決するため、平成19年度より企画・技術検証を平成22年度までに行い平成23年度からLGWAN回線を利用したLGWAN-ASPサービスに切り替えました。

その結果、軽油システムではコストダウンにより都道府県の財政負担を軽減し、また利活用の幅が大きく広がり、ユーザアカウントは専用回線（84アカウント）の約10倍にあたる824アカウントの希望があり（図-4）、軽油Webシステムへのアクセス数も同様に10倍近く増加しました（図-5）。

これは、専用回線の頃から潜在的な利用希望者がその10倍程度存在したとも考えられ、LGWAN回線へ切り替えたことによる大きな効果といえます。

以下、LGWAN-ASPサービスへの切り替え前後

の軽油Webシステムのアカウント数推移及びアクセス数を掲載いたします。

LGWAN-ASPサービスへの切り替えは、上記の課題を解決しただけでなく、副次的な効果をももたらしました。

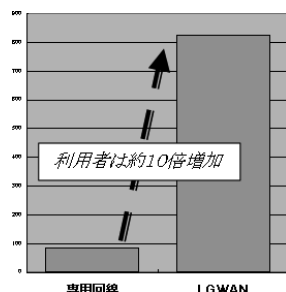
軽油システムの場合はLGWANへ切り替える前はクライアントサーバシステムであったため、端末の動作不良やプログラム管理に多くの時間が割かれていましたが、Webシステムとなった今は、端末の管理が不要となったこともあり、ユーザは10倍に増えたにもかかわらずセンターのサポート体制は従来のまま対応できています。

切り替えにあたり幾つか課題や問題もありました。

都道府県によっては大きくネットワーク環境が異なることに加えIEなどのブラウザ、ファイアウォール及びプロキシサーバなどがバージョンアップすることで予期せぬ問題が発生することもありました。

また、従来の専用回線と違い、LGWANではIDとパスワードが漏洩した場合、全国誰でもログインできてしまう懸念があったため、センターでは、他団体からの不正なログインを防止する県別認証シス

図-4 軽油Webシステムのアカウント数比較



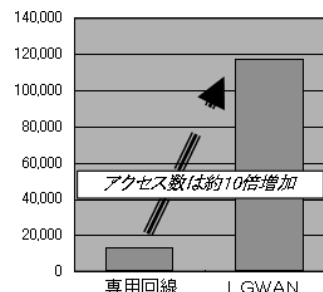
テムを地方税システムに組み込んで、他団体からの不正なアクセスを特別なハード・追加ソフトウェア及びプラグインなしで防止することでセキュリティの向上を実現しています。

それに加えて自動車税登録情報の提供システムや軽油システムで提供する機密性の高いデータは、暗号化やパスワードロック等を行うことでより強固なセキュリティを実現しております。

最後に今後の展望を説明いたします。

LGWANに切り替えてそろそろ半年間が経過して

図-5 軽油Webシステムアクセス数推移



おりますが、その利活用促進や運用管理コストの低減等の効果は目を見張るものがあり、今後前述したスタンドアロンである県配布システムのLGWAN-ASPサービス化も計画中です。

【サービス問合せ先】

財団法人地方自治情報センター
 情報処理部 LASDEC-ASP担当者
 E-mail zeimusys@lasdec.or.jp

LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成23年10月4日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の接続／登録状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録 284件	■ホスティング	接続 173件
■通信	登録 165件	■ファシリティ	登録 219件

接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.or.jp/cms/15,0,41.html>